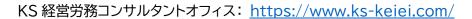
KS 経営労務コンサルタントオフィス 齋藤社会保険労務士事務所 ラーン・ドゥ株式会社 *** ***





2023 年 10 月 1 日より「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するための取り組みとして、厚生労働省より「年収の壁・支援強化パッケージ」がスタートしました。

今回のニュースレターでは、具体的にどのように支援強化を行うのかをお伝えいたします。

(1) 「年収の壁」とは?

会社員・公務員の配偶者で扶養され、保険料負担がない「第3号被保険者」のうち約4割が就労しており、 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」で「就業調整をしている理由」として 「年収の壁」を意識しているとの回答が挙げられました。

106 下四の辟	従業員 100 人超の企業 (※) に週 20 時間以上で勤務する場合、雇用保険、健康保険、
106 万円の壁	厚生年金保険の保険料を払わなければならなくなる
130 万円の壁	一定額(130 万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、
	自分で加入しなければならなくなる

^{※2024} 年 10 月には、従業員 50 人超の企業まで適用拡大されます。

(2)「年収の壁・支援強化パッケージ」とは?

短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、下記の支援強化パッケージに取り組んでいます。

を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者 1 人当たり最大 50 万円の支援を行う。 106 万円の壁 2. 社会保険適用促進手当 「被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当」を事業主が支給した場合、	4人が近70 このほう	<u> </u>
を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者 1 人当たり最大 50 万円の支援を行う。 106 万円の壁 2. 社会保険適用促進手当 「被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当」を事業主が支給した場合、		1. キャリアアップ助成金
106 万円の壁 2. 社会保険適用促進手当 「被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当」を事業主が支給した場合、		手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう <u>キャリアアップ助成金を拡充</u> し、労働者の収入
「被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当」を事業主が支給した場合、		を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり <u>最大 50 万円</u> の支援を行う。
「被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当」を事業主が支給した場合、		
	106 万円の壁	2. 社会保険適用促進手当
		「被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当」を事業主が支給した場合、
万侯从力の保険科兵担で程成するため、初たに光王した本人兵担力の保険科伯当領で		労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を
上限として 最大 2 年間 被保険者の標準報酬の算定に含めない。		上限として 最大 2 年間 被保険者の標準報酬の算定に含めない。
(社会保険適用促進手当の導入は、キャリアアップ助成金の申請対象となります)		(社会保険適用促進手当の導入は、キャリアアップ助成金の申請対象となります)
事業主の証明による被扶養者認定の円滑化		事業主の証明による被扶養者認定の円滑化
130万円の壁 労働時間延長等に伴う一時的な収入変動の場合は、同一の者について原則として	130 万円の壁	労働時間延長等に伴う 一時的な 収入変動の場合は、同一の者について原則として
連続2回まで 事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする。		連続2回まで 事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする。

1. キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の新設

新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を 2025 年度末までに行った場合に、事業主に支給される助成金です。

①手当等支給メニュー

## // L	1 人当たり		
要件	助成額		
①賃金の15%以上分を追加支給	1年目 20万円		
②賃金の 15%以上分を追加支給すると	2年目		
ともに、3 年目以降、以下③の取組が行			
われること	20 万円		
③賃金の 18%以上を増額させていること	3年目 10万円		

②労働時間延長メニュー

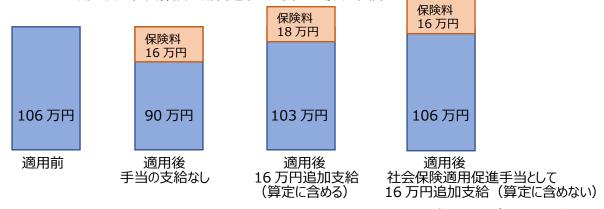
週所定労働時間の	賃金の	1人当たり
延長	増額	助成額
4 時間以上	_	
3時間以上4時間未満	5%以上	- 30 万円
2時間以上3時間未満	10%以上	
1時間以上2時間未満	15%以上	

2. 社会保険適用促進手当

非適用の労働者が新たに適用となった場合、保険料負担を軽減するための手当として、給与・賞与とは別に支給することができます。社会保険適用促進手当の支給には、以下の条件があります。

対象者	標準報酬月額が 10.4 万円以下の者	
報酬から除外する手当の上限額	被用者保険適用に伴い、新たに発生した本人負担分の保険料相当額	
期間の上限	最大 2 年間	

(例) 年収 106 万円 (標準報酬月額 8.8 万円) の従業員が、2024 年 10 月の適用拡大で 適用となり、社会保険適用促進手当を受けた場合の試算 ______



保険料率は、令和5年度の厚生年金保険料率 18.3%、健康保険料率(協会けんぽの全国平均)10.0%、介護保険料率 1.82%の合計(30.12%)で計算

↓詳細は以下のサイトに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001150837.pdf

厚生労働省リーフレット「年収の壁・支援強化パッケージ概要」

https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001150869.pdf

厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」について

気になる点がございましたら、是非お気軽にお問い合わせください。

KS 経営労務コンサルタントオフィス 社会保険労務士 N.Y. 2023.10.6